

府中市立図書館ホームページにおける
バナー広告の掲出に関する取扱基準

(趣旨)

第1 この基準は、府中市立図書館ホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）におけるバナー広告の掲出に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この基準において「バナー広告」とは、図書館ホームページから所定のホームページに直接移動させるための広告画像をいう。

(広告掲出の範囲)

第3 掲出できる広告は、「府中市有料広告掲出マニュアル」（平成27年1月制定。以下「共通マニュアル」という。）によるものとする。

(広告の優先順位)

第4 図書館ホームページにバナー広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲出希望者」という。）が複数いるとき、掲出の順位は共通マニュアルによるものとする。

(掲出の位置)

第5 バナー広告は、図書館ホームページのトップページ内において図書館が指定する位置に掲出する。

2 バナー広告を掲出できる枠数は、6枠を限度とする。

(掲出期間)

第6 バナー広告の掲出期間は、月の初日から末日までの1月単位とする。

(規格及び掲出料)

第7 バナー広告の規格は、1枠縦60ピクセル、横150ピクセル、容量4キロバイト以内でGIF形式とする。

2 バナー広告の掲出料は、1月10,000円とする。

(掲出希望者の募集)

第8 市長は、図書館ホームページ等で広告掲出希望者を募集する。

(掲出の申請)

第9 広告掲出希望者は、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に掲出しようとするバナー広告を添えて、市長に申請するものとする。

(掲出の決定等)

第10 市長は、第9の規定に基づく申請があったときは、審査のうえ

バナー広告掲出の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定によりバナー広告の掲出の可否を決定したときは、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出可否決定通知書（第2号様式）により広告掲出希望者に通知するものとする。

（掲出料の納入）

- 第11 広告主は、図書館で指定した期間に広告掲出料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めた場合にはこの限りではない。

（掲出料の還付）

- 第12 広告主が納入した掲出料は、原則として還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 広告主の責めによらない理由によりバナー広告を掲出できなかったとき 掲出できなかった日数に応じ、納入された掲出料を還付するものとする。

- (2) 府中市の都合により12時間を超えて図書館ホームページを閉鎖したとき 図書館ホームページを1日閉鎖したものとみなし、閉鎖した日数に応じ、納入された掲出料を還付するものとする。

（広告主の責務等）

- 第13 バナー広告の内容については、広告主がその責めを負うものとする。

- 2 第9に規定するバナー広告の作成に係る費用は、広告主の負担とする。

- 3 広告主は、申請の内容を変更しようとするとき又はバナー広告の掲出を中止しようとするときは、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出変更・中止届（第3号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 4 広告主は、図書館ホームページからの移動先として指定したホームページ（以下「リンク先」という。）に事故、障害等が発生したとき又はリンク先を閉鎖するときは、速やかに市長に報告し、協議しなければならない。

（掲出の中止及び決定の取消し）

- 第14 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告の掲出を中止し、又は決定を取り消すことができる。

- (1) 第13第3項の規定による届出があったとき。

- (2) 第13第4項の規定による報告があったとき。

- (3) 第11に規定する期日までにバナー広告の掲出料の納入がないとき。
 - (4) 広告主が、虚偽の申請又は不正の手段によりバナー広告の掲出の決定を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定によりバナー広告の掲出を中止し、又は決定を取り消したときは、府中市立図書館ホームページバナー広告掲出中止・取消通知書（第4号様式）により広告主に通知するものとする。

（雑則）

第15 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成21年 4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和 5年 3月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和 8年 4月1日から施行する

府中市立図書館ホームページバナー広告掲出申請書

府中市長

所在地
会社・団体名
代表者氏名
電 話

次のとおり、府中市立図書館ホームページへのバナー広告の掲出を申請します。

リンク先トップ ページアドレス	https://
E-MAIL	
バナー広告の 内容	<input type="checkbox"/> 別添バナーデータのとおり <input type="checkbox"/> バナー未作成の場合は、掲出内容 ()
掲出希望期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日 から 1か月間 <input type="checkbox"/> 年 月 日 から 年 月 日まで
会社・団体概要 <input type="checkbox"/> 資料あり <input type="checkbox"/> 資料なし	資料なしの場合はこの欄に記入

- 注意
- 1 バナー広告は、縦60ピクセル、横150ピクセル、4キロバイト以内でGIF形式のものに限ります。
 - 2 バナー広告の掲出は1月単位です。
 - 3 月の途中で掲出を中止した場合でも掲出料は還付しません。
 - 4 申請内容に変更があった場合やリンク先ホームページに障害等が発生した場合、リンク先ホームページを閉鎖する場合には、必ず文化スポーツ部図書館に連絡ください。

第2号様式（第8）

第 号
年 月 日

様

府中市長



府中市立図書館ホームページバナー広告掲出可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった府中市立図書館ホームページバナー
一広告の掲出について、次のとおり決定しましたので通知します

掲 出 の 可 否	<input type="checkbox"/> 掲出 <input type="checkbox"/> 不掲出
広告主名・所在地	
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
バナー広告リンク先 ア ド レ ス	
バナー広告の掲出料	円
備 考	

注意 申請の内容に変更があった場合又はホームページへの掲出を中止する
場合は、速やかに届け出をしてください。

第3号様式（第13）

年 月 日

府中市立図書館ホームページバナー広告掲出変更・中止届

府中市長

所在地
会社・団体名
代表者氏名
電 話

府中市立図書館ホームページへのバナー広告の掲出について、変更・中止したいので届け出ます。

変更の内容

第4号様式(第12)

第 年 月 日
号

様

府中市長



府中市立図書館ホームページバナー広告掲出中止・取消通知書

府中市立図書館ホームページバナー広告について、次のとおり掲出の中止・取消しを決定しましたので通知します

広告主名・所在地	
中止・取消日	年 月 日
理由	